

## 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和4年度第2回）について

本年度の諮問事項について、以下のとおりまとめが得られた。

### ○ 諮問事項 1

令和5年度以降の全日制単位制高等学校における入学者選抜の在り方について

#### <諮問理由>

本県では、令和4年度から県立守山高等学校普通科と県立幸田高等学校普通科を全日制単位制高等学校に改編した。

全日制単位制高等学校における入学者選抜については、令和2年度の本協議会議において、上記2校とは学科等の異なる高等学校が全日制単位制高等学校に改編される場合には改めて協議することを前提に、一般選抜における傾斜配点や不登校経験者を対象とする特別選抜を実施することなどのまとめを得た。

また、令和3年度の本協議会議では、新しい入学者選抜制度の在り方について協議を行う中で、全日制単位制高等学校においては、新制度となる令和5年度以降は、不登校経験者を対象とする特別選抜を一般選抜よりも早い時期に実施することなどのまとめを得た。

その後、令和3年12月に本県が策定した「県立高等学校再編将来構想」では、令和5年度から県立中川商業高等学校と県立御津高等学校を全日制単位制に改編することとしており、全日制単位制高等学校における入学者選抜の在り方について、改めて協議する必要がある。

#### <まとめ>

令和5年度以降の全日制単位制高等学校における入学者選抜については、推薦選抜、一般選抜、全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜のいずれも現行のとおりとする。

#### <解 説>

(現行制度について)

- 1 本県では、令和4年度から県立守山高等学校普通科と県立幸田高等学校普通科を全日制単位制高等学校に改編した。全日制単位制高等学校では、従来の学年制の高等学校と比べて多彩な選択科目の設定や、柔軟な履修を可能とするカリキュラムにより、多様な生徒の学習ニーズに応える学校を目指している。

2 入学者選抜においても、こうした全日制単位制高等学校の特徴を生かすため、推薦選抜では、普通科の定員枠を通常は募集人員の10%程度から15%程度までとしているところを、専門学科や総合学科と同じ30%程度から45%程度までとしている。

また、一般選抜では、5教科の学力検査のうち、得点の高かった3教科の得点を2倍する傾斜配点を行い、得意教科をより生かせるようにしている。

さらに、不登校経験者を対象にした特別な選抜である「全日制単位制高等学校にかかる入学者選抜」（以下「全日制単位制選抜」という。）を、募集人員の5%程度を定員枠として実施している。

（推薦選抜における定員枠について）

3 令和5年度4月から新たに全日制単位制となる県立中川商業高等学校（中川青和高等学校に校名変更）は商業科であるため、推薦選抜の定員枠は現行でも募集人員の30%程度から45%程度となっている。全日制単位制となることに合わせて、推薦選抜の定員枠をさらに拡大することも考えられるが、同校はすでに外国人生徒等選抜と特色選抜の実施校であることに加え、全日制単位制に改編後は全日制単位制選抜の実施校ともなる。そのうえ推薦選抜の定員枠を拡大すれば、一般選抜の定員枠が狭くなってしまい、一般選抜に出願しにくくなる懸念が生じる。そのため、全日制単位制高等学校における推薦選抜の定員枠は、学科に関わらず、30%程度から45%程度そのままとすることが望ましい。

（一般選抜における傾斜配点について）

4 全日制単位制高等学校の特徴を踏まえ、一般選抜の学力検査で得意科目を生かせるようにすることは、学科に関わらず行う必要がある。また、全日制単位制高等学校における傾斜配点は、今春の入学者選抜から導入したばかりであり、その効果を今後適切に評価するためには、現行のままとすることが望ましい。

（全日制単位制選抜について）

5 全日制単位制高等学校の特徴を踏まえ、中学校で不登校を経験した生徒の再スタートを後押しする制度は、学科にかかわらず必要である。そのため、不登校経験者を対象とした特別な選抜である全日制単位制選抜は、現行のままとすることが望ましい。

## ○ 諮問事項2

調査書の記載事項について

### <諮問理由>

本県では、令和6年度入学者選抜からWebによる出願の導入を予定しており、調査書についても電子化することを予定している。

調査書の電子化に伴い、調査書の記載事項を検討する必要がある。

## 〈まとめ〉

調査書の記載事項については、令和6年度以降は次のとおりとする。

- 1 「志願先」の欄を削除する。
- 2 「特別活動の記録」の欄と「特別活動以外の諸活動の記録及び特技」の欄を合わせて一つの欄とする。
- 3 その他の記載事項は、現行のとおりとする。

## 〈解 説〉

(調査書の記載事項について)

- 1 中学校から高等学校に提出される調査書は、中学校生徒指導要録（以下「要録」という。）の写しとしての性格を有しており、入学者選抜において必要な事項が要録に基づいて記載される。

(「志願先」欄について)

- 2 「志願先」の高等学校名や学科名は、要録には記載されておらず、中学校において調査書を作成する際に、生徒からの申し出に基づいて記載している。そのため、一般選抜で2校に出願する場合は、出願する高等学校ごとに「志願先」をそれぞれ記入する必要があり、事務上の煩雑さが生じている。しかし、提出先の高等学校においては、「志願先」欄に記載される学校名等は不要であることから、調査書の記載事項からは削除することが望ましい。

(「特別活動の記録」欄と「特別活動以外の諸活動の記録及び特技」欄について)

- 3 調査書の「特別活動の記録」欄と「特別活動以外の諸活動の記録及び特技」欄に記入される内容は、要録ではともに「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記載されており、中学校において調査書を作成する際に、それぞれの欄に合わせ、内容を分けて記載している。こうした事務上の負担を軽減するためにも、要録の記載内容を調査書にそのまま転記できるようにする方が合理的であり、それによって高等学校における支障は生じないことから、調査書の「特別活動の記録」欄と「特別活動以外の諸活動の記録及び特技」欄は、合わせて一つの欄とすることが望ましい。

(その他の記載事項について)

- 4 上記以外の調査書の記載事項については、入学者の選抜及び関連する事務において必要であることから、現行のとおりとすることが望ましい。